

令和3年第1回安堵町議会臨時会会議録

令和3年5月7日（金）開会
午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼総合政策課長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
総 務 課 長	吉田 裕一	税 務 課 長	勝井 顯
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	井上 育久
こども支援課長	藤岡 征章		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富 士 青 美	議 会 事 務 局 長 補 佐	吉 川 明 宏
-------------	---------	-----------------	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）
- 第 4 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について）
- 第 5 議案第 1 号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 2 号 安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3 号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4 号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5 号 令和 3 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について
- 第 10 発議第 1 号 安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 11 常任委員の選任について
- 第 12 議会運営委員の選任について
- 第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程

- 第 1 議長辞職について
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 副議長辞職について
- 第 4 副議長の選挙

開 会
午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

（「おはようございます。」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 只今から令和3年第1回安堵町議会臨時会を開会します。

出席議員は8名です。

新型コロナウイルス感染状況は、まだまだ終息の見込みがありませんので密を避けるため、理事者側は三役、部長、関係課長に限定して出席を求めました。

定足数に達しています。会議は成立しましたので本日の会議を開きます。

西本町長より挨拶がございます。

町長（西本 安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆様、おはようございます。

昨年からの地球規模での新型コロナウイルスの感染拡大により、私達の日常生活も一変しております。ウイルスの感染対策が長期化する中、今はワクチン接種がスムーズにいくよう種々検討を行っているところでございます。

そして我々の命と健康を守るため、日夜医療現場で奮闘されている医療従事者の皆様に心から深く感謝申し上げます。

本町におきましても、感染予防に最大限の注意を払いながら行政運営に努めてまいり所存でございます。

そのような折ではございますが、令和3年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、専決処分報告案件が2件、人事案件が1件、条例の一部改正が3件、予算案件が1件の合計7件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って案件の概要を申し述べます。

報告第1号は、令和3年3月31日に公布されました、地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令に対応するため、専決処分いたしました「安堵町税条例等の一部を改正する条例について」でございます。

次に報告第2号は、子育て世帯への生活支援に係る給付金事業を早急に実施するため、またワクチン接種の体制を確保するため、専決処分いたしました「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）」の承認を求めるものでございます。

次に議案第1号は「安堵町監査委員の選任について」でございます。議会選出の森田瞳委員から、令和3年4月9日付にて辞職願が提出されたため、地方自治法第196条に基づき、議会選出の委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第2号は「安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に議案第3号は「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

次に議案第4号は「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

そして議案第5号は「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第3次配分事業を早急に実施するため、また安堵町環境美化センターの解体工事について、環境省の循環型社会形成推進交付金の交付要件の拡充により、まほろば環境衛生組合で行うために同組合へ負担金として組み替えるための補正予算でございます。

以上、簡単に説明を行いましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、2番 増井敬史議員、3番 三浦博議員を指名します。よろしく申し上げます。

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日のみ、1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって本臨時議会の会期は本日のみ、1日間とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井 顯） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。勝井税務課長。

（勝井税務課長 登壇）

税務課長（勝井 顯） おはようございます。税務課の勝井です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令が、令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日に施行されたことに伴いまして、令和3年度の賦課及び申告手続き等に影響を及ぼしますので、専決処分とさせていただきました。

主な改正内容でございますが、第1条関係においては、固定資産税（土地）について、現行の負担調整の仕組みの継続等でございます。

個人住民税関係について、住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長等でございます。

軽自動車税関係について、環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長とグリーン化特例の見直し及び期限の延長でございます。

第2条関係においては、国税における外国税額控除関係の見直しに伴う令和2年改正法第2条の一部改正によるもので、令和2年改正条例第2条関係の一部改正でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。議案書10ページの次の新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、第1条関係の第24条第2項につきましては、個人住民税均等割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しに伴う改正でございます。

第36条の3の2第4項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認廃止に伴う改正でございます。

次の2ページにかけての第36条の3の3第1項につきましては、公的年金等受給者の非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しに伴う改正でございます。

同条第4項につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認廃止に伴う改正でございます。

第53条の8第1項につきましては、退職所得申告書の定義に係る規定の整備に伴う改正でございます。

次の3ページの第53条の9につきましては、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認廃止に伴いまして、同条に第3項及び第4項の規定を加える改正でございます。

第81条の4につきましては、読替規定を対象に追加する法律改正に合わせる改正でございます。

次の4ページの附則第5条につきましては、個人の町民税所得割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しに伴う改正でございます。

附則第6条につきましては、セルフメディケーション税制の延長に伴う改正でございます。

続いて6ページまでの附則第10条の2につきましては、固定資産税の特例措置の法律改正に合わせる改正及び条例の項ズレによる改正でございます。

附則第11条につきましては、見出し中の「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める改正でございます。

附則第11条の2につきましては、措置年度である令和4年度又は令和5年度における土地の価格の下落修正の特例措置を継続するための改正でございます。

続いて8ページまでの附則第12条及び9ページにかけての附則第13条につきましては、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、そのうえで新型コロナウイルス感染症による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるための所要の改正であります。

附則第15条につきましては、法律改正に合わせて特例の期限を延長する改正でございます。

次の10ページの附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を9ヶ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするための改正でございます。

附則第15条の2の2につきましては、読替規定を対象に追加する法律改正に合わせる改正でございます。

続いて13ページまでの附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定したうえで、特例の期限を2年間延長するための改正でございます。

附則第16条の2につきましては、附則第16条の改正に伴う条例の項ズレを反映するための改正でございます。

附則第25条につきましては、法律改正により住宅借入金等特別税額控除が拡充・延長されたことに伴いまして、同条第2項の規定を加える改正でございます。

続いて14ページからの第2条関係は、外国税額控除関係の見直しで、地方税においても国税と同様に、各通算法人の過去の事業年度における当初の税額控除と再計算後の控除額に過不足が生じることになった場合には、進行事業年度でその過不足を調整する具体的な措置の規定が追加されたことによる所要の改正でございます。

なお、施行期日は令和3年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

令和3年5月7日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 日程第4 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ519万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,519万9,000円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯

生活支援特別給付金、これはひとり親世帯分の支給事務費のため所要の経費の増額補正でございます。

二つ目といたしましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種開始にあたり、電話予約・Web予約等を集約するシステムの導入等準備経費の増額補正でございます。なお、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及びワクチン接種予約システム等につきましては、いずれも早急な対応が必要なため専決処分とさせていただきます、専決日は給付金実施要綱交付の日である4月9日とさせていただきます。

それでは補正予算書9ページ、10ページをお開きください。

歳出についてでございます。

3款 民生費、2項 児童福祉費、2目 児童措置費におきまして、事務諸経費として合計で19万9,000円の増額補正でございます。

4款 衛生費、1項 保健衛生費におきまして、ワクチン接種予約システム導入委託費で100万円及び接種会場送迎業務委託費で400万円、合計500万円の増額補正でございます。

この財源の内訳としまして、7ページ、8ページへお戻りください。

歳入でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として500万円の増額補正でございます。

次に15款 県支出金、2項 県補助金で、新型コロナウイルス感染症対応セーフティネット強化交付金として19万9,000円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めます。

令和3年5月7日報告、安堵町長 西本安博。

次に、専決処分書を朗読いたします。次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月9日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ519万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,519万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月9日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額2億1,372万2,000円、補正額500万円、計2億1,872万2,000円。

15款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額4,249万2,000円、補正額19万9,000円、計4,269万1,000円。

歳入合計。

補正前の額37億2,000万円、補正額519万9,000円、計37億2,519万9,000円。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出の部。

3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額3億5,125万3,000円、補正額19万9,000円、計3億5,145万2,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額1億3,136万1,000円、補正額500万円、計1億3,636万1,000円。

歳出合計。

補正前の額37億2,000万円、補正額519万9,000円、計37億2,519万9,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

討論を省略して採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長(福井保夫) 日程第5 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番 山岡議員の退場を求めます。

(山岡議員 退場)

議長(福井保夫) 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉田裕一) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。吉田総務課長。

(吉田総務課長 登壇)

総務課長(吉田裕一) おはようございます。総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。それでは御説明させていただきます。

議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

本件は、地方自治法第196条に基づきまして、監査委員につきましては、人格が高潔で見識を有するもの1名、及び議会議員のうちから1名を選任することとなっております。

令和3年4月9日に議会議員選任の森田瞳委員から同年5月6日を辞職日とする辞職願が

提出されたため、今回、議会議員のうちで議会から推薦を受けております山岡敏議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は森田委員の残任期間であります、令和5年4月29日まででございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年5月7日提出、安堵町長 西本安博。

記

住所 奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台1丁目8番地の39

氏名 山岡 敏 氏 昭和16年4月25日生（80歳）

以上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して採決いたします。

これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

山岡議員に入場されるよう求めます。

（職員が、山岡議員を議場へ案内する）

（山岡議員 着席）

議長（福井保夫） 山岡議員にお知らせします。

只今、議題とされました「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、可決され、山岡議員が議会代表の監査委員に決まりました。

山岡議員、挨拶の方をちょっと、お願いいたします。

(山岡議員 登壇)

4番(山岡 敏) 山岡でございます。只今、議員皆様方の御賛同をいただきまして、監査委員という重責を任されました。以前の監査委員とまた違ったカラーを出していきたいと思っております。

監査委員の仕事は住民にとっても大切なことであり、また我々議員にとっても一番大切なことでございますので、この重責を精一杯邁進してまいりたいと思っております。

どうか議員の皆様方の御賛同、御協力をよろしくお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

議長(福井保夫) どうもありがとうございました。

よろしく申し上げます。

議長(福井保夫) 日程第6 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(吉田裕一) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。吉田総務課長。

(吉田総務課長 登壇)

総務課長(吉田裕一) 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。それでは御説明させていただきます。

議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

本件は、地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査手続き等を規定しております。安堵町固定資産評価審査委員会条例につきまして、納税者等の負担軽減を図るため審査申出書等の書面への押印等を不要とするための一部改正をするものでございます。

押印を廃止する書面につきましては①審査の申出者が提出する「審査申出書」、②口頭審理におきまして申出者が提出する「口述書」の2点でございます。

国における押印見直しの動きを捉え、令和3年度税制改正大綱におきましても地方税関係書類の内の納税者等の押印を求めるものにつきましては押印を不要とされました。

先の安堵町税条例と同様、今回、条例（例）いわゆる準則が発出されたことによりまして改正が成されております。

それでは議案書の3枚目になります、新旧対照表1ページを御覧ください。

第4条の「審査の申出」の規定中でございます。第4項におきまして、審査申出人が提出する審査申出の押印義務の規定を削除しております。

次に、第7条の「口頭審理」の規定中でございます。第5項におきまして、関係者が提出することができる口述書の押印義務を不要とし、必要事項の記載とする改正でございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日の施行といたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号 安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

安堵町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年5月7日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第7議案第3号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課 増田でございます。よろしくお願いたします。議案第3号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」それでは説明させていただきます。

本改正につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が施行され、新型コロナウイルス感染症が定義されていた規定（同法附則第1条の2第1項）が削除されたことから、この規定を引用している安堵町国民健康保険条例を改正するものでございます。

それでは詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書3枚目、新旧対照表1ページをお願いいたします。

安堵町国民健康保険条例附則第2条第1項につきましては、国民健康保険被保険者の給与受給者等のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方又は感染の疑いのある方が労務に服することができない場合に傷病手当金を支給するための規定でございますが、この規定中、新型コロナウイルス感染症の定義について「新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ）」に改めます。

新たに定義する法律につきましては次のページに記載をさせていただいております。

なお、この条例の施行日は、公布の日とさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年5月7日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議のうえ、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第8議案第4号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（井上育久） おはようございます。健康福祉課 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第4号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本改正につきましては、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」が発出されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における支援策を延長するため、減免要件の一部改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、一つ目、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった介護保険の第1号被保険者に対し、令和3年度分についても介護保険料の減額又は免除を行います。

二つ目は、新型コロナウイルス感染症の定義について、改正法を引用するため改正をします。

三つ目は、厚生労働省が示す減免基準の表記に合わせるため改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表1ページを御覧ください。

第8条第1項につきましては「令和3年3月31日まで」を「令和4年3月31日まで」に改めます。

同項第1号につきましては、引用する法令の改正に伴う改正でございます。

同項第2号につきましては、厚生労働省が示す減免基準の表記に合わせるための改正でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の安堵町介護保険条例の附則第8号の規定は、令和3年4月1日から適用させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年5月7日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては先に説明させていただいた内容と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第9 議案第5号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） それでは議案第5号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,864万7,000円を減額し、歳入歳出総額を36億4,655万2,000円といたします。今回の補正理由につきましては大きく三つございます。

一つ目といたしましては「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の第3次内示を受けまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び地域経済や住民生活を支援する事業を早急に実施するため、所要の経費の増額補正でございます。

二つ目といたしまして、環境省の循環型社会形成推進交付金要項の交付要件の拡充により、令和3年度当初で予定しておりました安堵町の環境美化センターの解体工事と可燃ごみ中継施設建設工事が一体的事業として、まほろば環境衛生組合で本事業を実施することとなったため、解体工事にかかる当初予算については、まほろば環境衛生組合への負担金として組み替える予算補正をお願いするものでございます。

それでは詳細を補正予算書により説明をさせていただきます。補正予算書の11ページをお願いいたします。11ページ、12ページでございます。

歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、9目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費として、消耗品費として251万6,000円、役務費で266万円、委託料で3,470万円、使用料及び賃貸借料で184万円、工事請負費で1,204万8,000円、備品購入費で697万5,000円、合計6,073万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、4款 衛生費、2項 清掃費におきまして、安堵町ごみ焼却施設解体工事に伴う施工監理等業務委託としてマイナスの1,155万円の減額、それから解体工事費でマイナスの4億3,112万4,000円の減額補正でございます。

次に、まほろば環境衛生組合への解体工事分としての負担金でございますが3億328万8,000円の増額補正、合計いたしましてマイナスの1億3,938万6,000円の減額補正

でございます。

次に、戻っていただきまして9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として6,073万9,000円の増額補正でございます。

次に、循環型社会形成推進交付金としてマイナスの1億3,650万円の減額補正でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金としてマイナスの1,008万6,000円の減額補正でございます。

最後に、21款 町債、1項 町債、2目 衛生債におきまして、一般廃棄物処理事業債として720万円の増額補正でございます。

従いまして、4ページをお開きください。第2表の地方債補正を御覧ください。

まほろば環境衛生組合負担金事業を追加し、起債の限度額を2億6,910万円といたします。

次に、5ページをお願いいたします。

安堵町ごみ処理施設解体事業については廃止といたします。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第5号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年5月7日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第5号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,864万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,655万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債補正）

第2条 地方債の追加・廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年5月7日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額2億1,872万2,000円、補正額マイナスの7,576万1,000円、計1億4,296万1,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億8,000万円、補正額マイナスの1,008万6,000円、計2億6,991万4,000円。

21款 町債、1項 町債、補正前の額4億4,230万円、補正額720万円、計4億4,950万円。

歳入合計。

補正前の額37億2,519万9,000円、補正額マイナスの7,864万7,000円、計36億4,655万2,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額3億9,348万7,000円、補正額6,073万9,000円、計4億5,422万6,000円。

4款 衛生費、2項 清掃費、補正前の額6億8,663万8,000円、補正額マイナスの1億3,938万6,000円、計5億4,725万2,000円。

歳出合計。

補正前の額37億2,519万9,000円、補正額マイナスの7,864万7,000円、計36億4,655万2,000円。

次の第2表地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛をさせていただきます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 日程第10 発議第1号「安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番(大星成司) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。大星議員。

(大星議員 登壇)

9番(大星成司) 9番 大星でございます。「安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

平成31年4月の一般選挙から議員定数が一人減員となり9名となりました。議会運営委員の現行定数は6人。加えて議長にオブザーバーとして出席していただいておりますので、出席者は7人です。議員が一人欠員してる実情もありますが、同委員会に直接関わらない議員は一人のみです。

このような実態から鑑みると議会運営委員の定数を見直し、5人とすることが適切であるとの考えから改めるものです。

それでは発議書を朗読します。

発議第1号 安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について

安堵町議会委員会条例（平成15年安堵町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年5月7日 提出 提出者 安堵町議会議員 大星成司

賛成者 安堵町議会議員 福井保夫、松田勝、森田瞳、山岡敏、
浅野勉、三浦博、増井敬史

安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例

安堵町議会委員会条例（平成15年安堵町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中、「6人」を「5人」に改める。

附則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） はい。起立、全員です。お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 只今、10時52分です。

暫時、休憩いたします。

休 憩（午前10時52分）

再 開（午前11時10分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、私が議長の辞職願を副議長に提出しました。

議長辞職に伴う審議を進めていきますので、ここで松田副議長と交代します。

よろしく申し上げます。

（副議長と交代）

副議長（松田 勝） 議長、副議長交代いたしました。それでは会議を進めてまいります。

議長、福井保夫議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（松田 勝） 異議なしと認めます。

よって「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

副議長（松田 勝） 追加日程第1「議長辞職について」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、5番 福井議員の退場を求めます。

5番（福井保夫） はい。

（福井議員 退場）

副議長（松田 勝） それではですね、辞職願の方を朗読させていただきます。
よろしくお願いいたします。

議会事務局長（富士青美） はい。それでは辞職願を朗読させていただきます。

令和3年5月7日

安堵町議会 副議長 殿

安堵町議会 議長 福井 保夫

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

副議長（松田 勝） はい。
お諮りいたします。
福井議員の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（松田 勝） 異議なしと認めます。
よって、福井議員の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。
福井議員に入場されますようお願いいたします。

（職員が、福井議員を議場へ案内する）

（福井議員 着席）

副議長（松田 勝） 福井議員にお知らせをいたします。
只今、議題とされました「議長辞職について」は、許可されました。

只今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松田 勝) 異議なしと認めます。

よって「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

副議長(松田 勝) 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松田 勝) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

指名の方法についてお諮りいたします。

9番(大星成司) はい、副議長。

副議長(松田 勝) はい。大星議員。

9番(大星成司) 指名の方法ですが、議員歴が最も長く、議長経験も豊富な森田議員から指名していただくことを望みます。

副議長(松田 勝) はい。現在、動議、発言されましたことについて再度伺います。

これの動議について皆さん方、賛成をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松田 勝) 異議なし、賛成ということで、只今、議長の指名を森田議員からされたいとの

動議がありました。この動議は現在、異議なし、賛成ということで成立をいたしましたことを報告いたします。

それではお諮りいたします。

この動議のとおり決定することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松田 勝) 異議なしと認めます。

よって、森田議員が指名することに決定いたしました。

森田議員から指名をお願いいたします。

8番(森田 瞳) 副議長。

副議長(松田 勝) はい。森田議員。

8番(森田 瞳) 福井議員、1年間本当にお疲れでございました。いろいろと数多い諸問題を抱えていただきながら議会の議長として大過なく、そして非常に熱心に毎日、議長の部屋に行きましたらお出でいただき、しっかりと議会議員として、また議長の職を全うしていただいた。感謝申し上げます。

私の意見でございますけれども、今、非常に行政の諸問題、そしてまた議会としての我々の考え方をいかに行政の方へ反映していただくかということを考えたときに、日常の、今現在、非常に熱心に、議員同士の中での勉強会、また全員協議会を通じて結論を出し合いながら前へ進めて行くという方法をうまく調整をしていただいた福井議員でございます。

あと1年、もう1回、再度、議長の職に就いていただいて安堵町議会議員の議長として立派に務めていただくことをお願い申し上げたい。かように思います。

以上です。

副議長(松田 勝) それでは皆さんにお諮りいたします。

只今、森田議員が指名されました福井保夫議員を議長の当選人と定めることに、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松田 勝) 異議なしと認めます。

よって、只今、指名されました福井保夫議員が、議長に当選されたことを報告いたします。

福井議員が議場におられますので、安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

福井議員より、議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお願いいたします。

5番（福井保夫） はい。

（福井議員 登壇）

5番（福井保夫） 只今、指名推選によりもう1年、議長ということで指名をいただきました。気持ちよく、快く引き受けたいと思います。

コロナでいろんな行事も中止になり、なかなか今年もまだコロナも続きそうです。いろんな意味で見直すこともあるのかなと思います。無駄なことは省き、ということが必要と思います。

昨年も、監査委員から引き継ぎ、議長になりまして、今のうちにいろんなことを変えていこうということで取り組んでまいりました。今回、ベテラン議員の山岡議員が監査委員になり、また違う角度からいろいろとメスを入れていただきたいと思います。

また、ベテラン議員の森田議員におかれましては、とにかくこの役場の歴史ということについて、だんだんわからなくなって、年が経っていく度にわからなくなってきております。そういう意味でもまたいろんなアドバイスをいただき、どんどん良い方に変えていきたいと思えます。

今のうちに、念を押していますが、今のうちに変えましょう。悪い膿は出しましょう。

もう1年、阪神タイガース絶好調です。矢野監督のモットーであります必死のパッチで頑張ります。よろしくお願いいたします。

（拍手）

副議長（松田 勝） ありがとうございます。

続きまして、議長章を授与いたします。

もう一度前の方へお願いいたします。

（議長章 授与）

議長（福井保夫） ありがとうございます。

（拍手）

副議長（松田 勝） これで、議長が決まりましたので私、議長と交代させていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（福井保夫） それでは、副議長と交代し議事を勧めます。只今、副議長、松田勝議員から副議

長の辞職願が提出されました。

「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

「副議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

議長(福井保夫) 追加日程第3「副議長の辞職について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松田議員の退場を求めます。

(松田議員 退場)

議長(福井保夫) 職員に、辞職願を朗読させます。

議会事務局長(富士青美) はい。それでは朗読いたします。

令和3年5月7日

安堵町議会 議長 殿

安堵町議会 副議長 松田 勝

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長(福井保夫) はい。お諮りします。

松田議員の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

松田議員の副議長の辞職については、許可することに決定しました。

松田議員に入場されるよう求めます。

(職員が、松田議員を議場へ案内する)

(松田議員、着席)

議長(福井保夫) 松田議員にお知らせします。

只今、議題とされました「副議長辞職について」は、許可されました。

只今、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長(福井保夫) 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に松田勝議員を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました松田勝議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、只今、指名した松田勝議員が副議長に当選されました。

松田議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

松田議員より、副議長当選の承諾並びに就任の御挨拶をお願いします。

1番（松田勝） はい。

（松田議員 登壇）

1番（松田勝） 只今、副議長に指名推選を受けました松田勝でございます。

昨年、何もわからないうちに副議長を1年間、経過することにはなった訳ですけれども、とりあえずスタートであるということですので、車で言いますとローギアでゆっくり走りながらいつでもブレーキは掛けられるというような状態でやってきたのではないかなというふうに、自分自身は思う訳ですけれども、今回また新たに副議長に推選を受けまして、そろそろ今年度はセカンドギアかなということで、力強く、一歩ずつ前に進むということを心掛けてですね、これから議会活動をやっていきたいというふうに思っておりますので、皆様方の御協力の方もよろしく願いをいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

（拍手）

議長（福井保夫） ありがとうございます。

昨年同様、松田副議長と力を合わせ頑張ってください。

1足す1が2ではなく、3、4になるぐらい馬力をかけていきたいと思っております。サポート、松田議員よろしく申し上げます。

次に進む前に、事務局から名簿をお配りします。

（資料配付）

議長（福井保夫） 日程第11「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

総務産業建設常任委員及び文教厚生常任委員の定数は議員定数と同じであります。安堵町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり全議員を両常任委員会委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、総務産業建設常任委員及び文教厚生常任委員は、お配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第12「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきまして、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員は、お配りしました名簿のとおり増井敬史議員、三浦博議員、浅野勉議員、森田瞳議員、大星成司議員、以上5名を選任することに決定しました。

各委員会の正副委員長を互選します。

暫時休憩します。

休 憩（午前11時30分）

再 開（午前11時33分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各委員会の正副委員長が決まりましたので報告します。

総務産業建設常任委員会の委員長は大星成司議員、副委員長は増井敬史議員。

文教厚生常任委員会の委員長は三浦博議員、副委員長は浅野勉議員です。

議会運営委員会の委員長は森田瞳議員、副委員長は浅野勉議員です。

議長（福井保夫） 日程第13「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第69の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 最後に議長報告をします。2件あります。

一つ目は、令和元年9月に設置して、審議が継続している二つの特別委員会の正副委員長を再度互選しましたので、その結果を報告します。

大字公民館等機能及び活用検討特別委員会委員長は三浦博議員、副委員長は大星成司議員です。

子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会委員長は松田勝議員、副委員長は山岡敏議員。

以上となります。

二つ目は「まほろば環境衛生組合議員について」です。

当該組合議員の任期は1年で、各町の議長の他、各町議会から一人ずつ選出する必要があります。当議会を代表して、引き続き大星成司議員に務めていただくことに決まりましたことを報告します。

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和3年第1回安堵町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉 会
午前11時35分
